

国民健康保険の国庫負担の引き上げ、改善を求める意見書

国民健康保険（国保）制度については、平成30年度からの国改革により、財政運営の主体が、これまでの市町村から都道府県に移管された。

改革に際しては、被保険者の年齢構成が高く、医療費水準が高いにもかかわらず所得水準は低いといった国保の構造的課題を解決し、最終的には全国的に負担を平準化するという目的が掲げられていた。

しかしながら、当市の属する愛知県下においては、財政運営を県が担う一方で、国民健康保険税の税率については、各市町村で定めなければならない。当市のように県下でも高齢者の割合が高く、所得水準が低い市町村にとっては、保険税率を上げても引き続き厳しい財政状況が続いている。

当市はこれまでに積み立てた「国民健康保険事業基金」を取り崩しながら、段階的に税率を引き上げてきたところではあるが、基金も残り少なくなる一方で、昨今の物価上昇など市民生活は厳しく、これ以上の保険税の負担増に対しては、被保険者のコンセンサスが得られない状況となっており、当市議会でも苦慮しているところである。

団塊の世代が75歳を迎え、後期高齢者への移行が著しい上、社会保険拡大の動きと相まって、市町村の国民健康保険の被保険者数は減少の一途をたどり、低所得化も進行している。このままの状態が続けば、国民健康保険は、もはや「社会保障」というより「セーフティネット」に近い制度になっていくことが懸念される。

よって、犬山市議会は、国保への国庫等の公費負担割合の更なる引き上げにより、国保制度の財政基盤の一層の強化を図られるよう、強く要請する。

以上のことから、国において次のとおり改善を求める。

1. 国民健康保険の国庫負担を引き上げ、十分な被保険者支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月21日

愛知県犬山市議会
議長 柴田 浩行

提出先

内閣総理大臣
財務大臣
厚生労働大臣
衆議院議長
参議院議長